

大木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和2年大木町条例第24号）第6条の規定に基づき、令和5年度人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

(ア) 採用者数及び退職者数

採用の状況（令和5年4月1日発令）

職種	採用者数（人）
一般事務	3
計	3

採用の状況（令和5年10月1日発令）

職種	採用者数（人）
一般事務	2
計	2

退職の状況（令和6年3月31日発令分）

区分	退職者数（人）
定年退職	0
勸奨退職	0
普通退職	1
その他（任期满了等）	0
計	1

(イ) 部門別職員数

部門別職員数の状況と主な増減理由（令和5年4月1日現在）

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通 会 政 計 部 門	一般行政部門	議会	1	1		給与業務簡略化 保育職員退職不補充 土木部門からの業務移管 農林水産部門業務拡充 商工部門の一部業務廃止 衛生部門への一部業務移管
		総務	24	23	▲1	
		税務	7	7		
		民生	30	29	▲1	
		衛生	7	8	▲1	
		農林水産	5	6	▲1	
	小計	86	84	▲2		
教育部門		8	9	▲1	学校給食共同調理場業務拡充	
小計		94	93	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 60.83人 (類似体の人口1万当たりの職員数 87.57人)	
					<参考> 人口1万当たり職員数 67.16人 (類似体の人口1万当たりの職員数 118人)	

公営 会 計 等 部 門 合 計	水道	3	3	0	
	その他	3	3	0	
	小計	6	6		
合計		100 [116]	99 [116]	▲1 [ ]	<参考> 人口1万当たり職員数 71.45人

(2) 職員の人事評価の状況

人事評価に関する制度の概要

評価期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
評価の構成	①能力・態度評価 職員に期待する職務行動・態度を評価指標とし、評価期間中に発揮した能力・態度を評価するものです。
	②業績評価 職員自らが設定した個人目標の難易度・達成度により、評価期間中に挙げた業績を評価するものです。

(3) 職員の給与の状況

(ア) 人件費の状況

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 13,894	千円 7,029,834	千円 476,324	千円 968,876	% 13.8	% 16.1

(イ) 給与費の状況

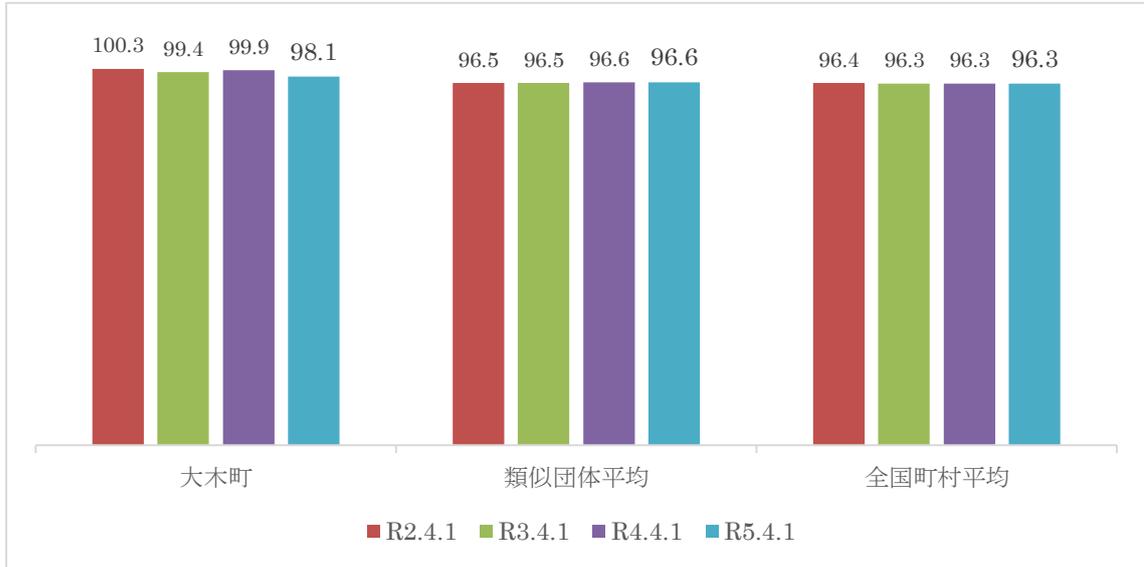
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 94	千円 364,890	千円 49,237	千円 140,589	千円 554,716	千円 5,901	千円 5,614

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(ウ) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、②、③ともに該当なし

(エ) 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

①一般行政職（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大木町	40.5歳	313,700円	347,445円	331,893円
福岡県	41.8歳	317,060円	407,996円	357,005円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	—
類似団体	41.8歳	306,481円	363,479円	332,045円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国比較ベース)
大木町	49.8歳	4人	368,350円	390,800円	387,100円
	50.8歳	3人	371,400円	392,267円	—
	47.0歳	1人	359,200円	386,400円	—
福岡県	57.6歳	337人	319,805円	368,277円	346,983円
国	51.2歳	1,941人	286,942円	329,178円	—
類似団体	50.2歳	4人	289,912円	314,573円	299,964円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(オ) 初任給の額

区分		大木町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	191,400円	185,200円
	高校卒	158,900円	158,600円	154,600円
技能労務職	高校卒	185,200円	—円	—

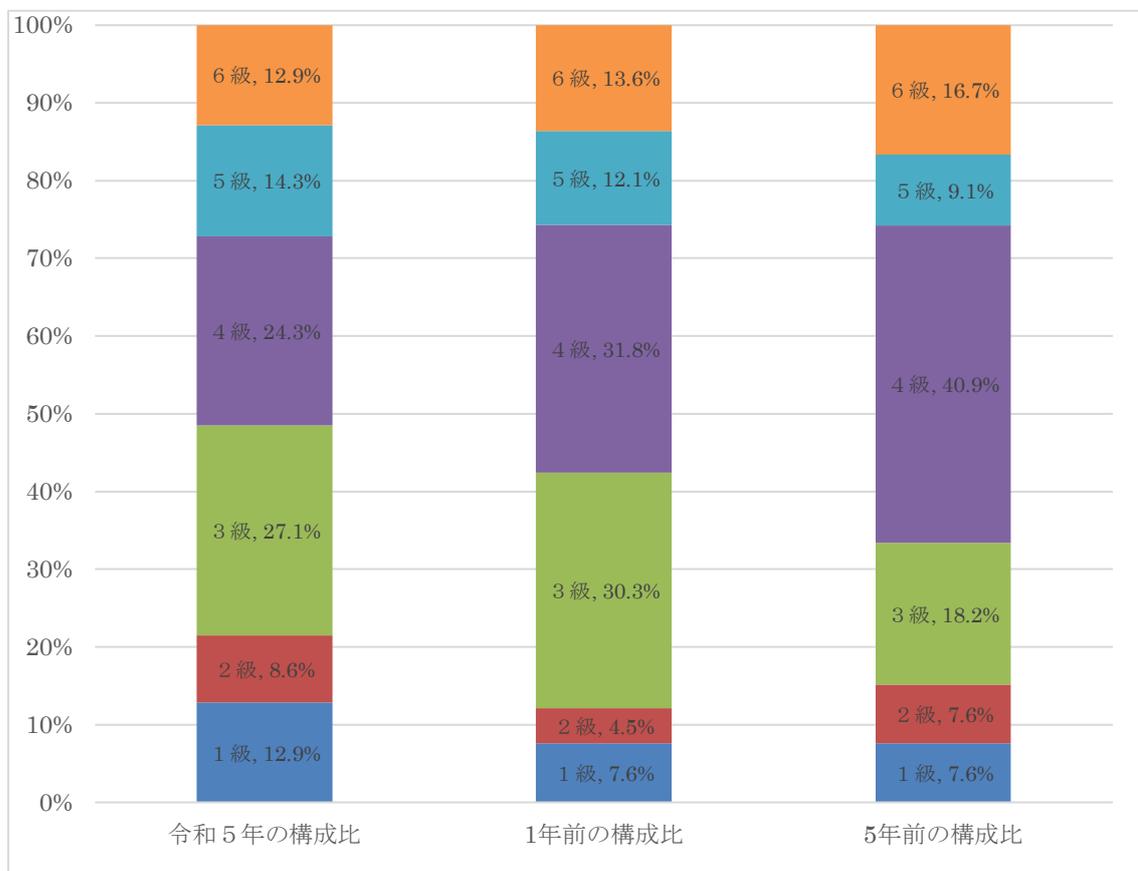
(カ) 経験年数及び学歴毎の平均給料月額

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,600円	336,900円	372,000円	381,900円
	高校卒	211,300円	303,900円	—円	378,900円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	368,300円

(キ) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定期的な業務を行う主 事又は技師の職務	9 人	12.9 %	150,100 円	247,600 円
2 級	知識又は経験を必要と する業務を行う主事並 びに技師の職務	6 人	8.6 %	198,500 円	304,200 円
3 級	主任主事又は主任技師 の職務	19 人	27.1 %	234,400 円	350,000 円
4 級	係長、事務主査又は技 術主査の職務	17 人	24.3 %	266,000 円	388,200 円
5 級	課長補佐の職務	10 人	14.3 %	290,700 円	395,400 円
6 級	課長、局長、参事の職 務	9 人	12.9 %	319,200 円	411,000 円

- (注) 1 大木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(ク) 手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

大 木 町	福 岡 県	国
1人当たりの平均支給額(令和4年度) 1,561千円	1人当たりの平均支給額(令和4年度) 1,592千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大木町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

② 退職手当（令和5年4月1日現在）

大 木 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 14,578千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		— 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
大木町	0 %	0 人	0 %
筑紫野市	3 %	0 人	0 %
福岡市	10 %	0 人	0 %

④ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	従事した職員	消毒業務等	0 千円	日額3,000円
行旅死亡人取扱手当	従事した職員	遺体処理等	0 千円	日額3,000円
火葬従事手当	従事した職員	遺体処理等	0 千円	1件5,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	12,053 千円
職員1人当たりの平均支給年額 （4年度決算）	143 千円
支給実績（3年決算）	15,187 千円
職員1人当たりの平均支給年額（3 年度決算）	163 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

⑥その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	子 10,000円	同じ	-	13,617千円	309千円
	子以外の扶養家族 6,500円				
	16歳～22歳までの扶養親族1人 につき加算 5,000円				
住居手当	借家月額27,000円以下 (最高)11,000円)	同じ	-	6,796千円	272千円
	借家月額27,000円超 (最高)28,000円				
通勤手当	2km～3km 2,200円	異なる	地域の 実情に合 わせて通 勤距離区 分を細分 化	3,979千円	62千円
	3km～5km 3,600円				
	5km～7km 5,000円				
	7km～10km 6,500円				
	10km～15km 7,100円				
	15km～20km 10,000円				
	20km～25km 12,900円				
25km～ 15,800円					
管理職手当	参事 30,000円	異なる	一律の 金額を 支給	4,771千円	530千円
	課長・局長・副課長 40,000円				
	課長(困難業務) 50,000円				
	課長・局長(多数かつ困難業務) 60,000円				

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(ア) 勤務時間の概要

勤務時間(標準)	休憩時間(標準)	週休日(標準)
8時30分～17時15分	12時00分～13時00分	土曜日・日曜日

(イ) 特別休暇制度の概要

主な特別休暇制度は以下の通りです。

種類	期間
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる日又は時間
裁判員、証人等として国会、裁判所等	必要と認められる日又は時間

に出頭する場合	
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
結婚する場合	連続する7日間
不妊治療に係る通院等する場合	5日(特別の定めのある不妊治療10日)
女性職員が出産した場合	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産日まで 出産の日の翌日から8週間
妊娠障害で勤務困難な場合	14日を超えない範囲でその都度必要と認める期間
生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回、それぞれ45分以内
妻が出産する場合	2日以内
育児参加をする場合	5日以内
子の看護や学校行事参加の場合	一の年において、義務教育終了前の子1人につき小学生まで5日(子が2人以上の場合は最長10日)、中学生3日(子が2人以上の場合は6日)
親族が死亡した場合	続柄に応じて1日から10日
父母、配偶者及び子を追悼する場合	1日
夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	連続する4日間
永年勤続により職員表彰された場合	在職年数 満15年 2日 在職年数 満25年 3日 在職年数 満35年 5日
短期の介護をする場合	一の年において5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)
ボランティア活動に参加する場合	一の年において5日以内

(ウ) 年次有給休暇の取得状況 (令和5年中)

総付与日数(a)	1,975日
総取得日数(b)	1,232日
対象職員数(c)	98人
平均取得日数(b)/(c)	12.5日
消化率(b)/(a)	62.3%

(エ) 介護休暇及び介護時間の取得状況 (令和5年度)

種類	男性職員取得者数 (人)	女性職員取得者数 (人)
介護休暇	0	0
介護時間	0	0

(5) 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況 (令和5年度)

種類	男性職員取得者数 (人)	女性職員取得者数 (人)
育児休業	2	1
配偶者同行休業	0	0
修学部分休業	0	0
高齢者部分休業	0	0

(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況

(ア) 分限処分の件数 (令和5年度)

処分の種類	降任	免職	休職	降給	計
人数 (人)	0	0	0	0	0

(イ) 懲戒処分の件数 (令和5年度)

処分の種類	戒告	減給	定職	免職	計
人数 (人)	0	0	0	0	0

(7) 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならないサービスの根本基準のほか、以下の義務を遵守しながら業務を遂行しています。

(ア) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

(イ) 信用失墜行為の禁止

(ウ) 秘密を守る義務

(エ) 職務に専念する義務

(オ) 政治的行為の制限

(カ) 争議行為等の禁止

(キ) 営利企業への従事等の制限

(8) 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するために、再就職者による依頼等の規制を講じています。

(9) 職員の研修の状況

研修の実施及び受講の状況 (令和5年度)

研修区分	派遣先など	研修名	参加者数(人)
派遣研修	福岡県市町村職員研修所	新規採用職員研修(前期)	3
		新規採用職員研修(社会人経験)	1
		広報誌作成力向上研修	2
		複式簿記研修	2
		OJT研修(管理監督者)	2
		OJT研修(一般職員)	1
		契約事務研修	1
		一般職研修	2
		交渉力研修	1
		固定資産税(土地)研修	1
		自治体職員のナッジ研修	2
		議会答弁作成研修	1
		新任係長研修	3
		政策法務研修(入門編)	1
		使用料等の債権回収事務研修	1
		法制執務基礎研修	1
		新規採用職員研修(後期)	3
		タイムマネジメント研修	1
		コーチング研修	1
		情報公開・個人情報保護研修	1
		クレーム対応基礎研修	1
		管理監督者のためのメンタルヘルス研修	1
		リーダーのためのレジリエンス研修	1
市町村民税研修	3		
ハードクレーム対応研修	1		
リスクマネジメント研修	1		

		地方公務員法研修	1
		伝わるデザイン研修	2
		自分も相手も大切に するコミュニケーション 能力向上研修	1
		ヒューマンエラー防止 研修	1
		分かりやすい説明の仕 方研修	1
		F - 1 a b o 研修	1
	全国市町村国際文化研 究所	第 1 回災害発生時の市 町村の対応	1
		自治体における SNS の 活用	1
		自治体職員のための行 動経済学 ～ナッジを中心として～	1
	市町村アカデミー	管理職の必須知識講 座	1
職場内研修		階層別研修（課長級研 修）	20
		階層別研修（係長級研 修）	25
		指導力アップ研修	29
		接遇研修	86
		メンタルヘルス研修	90
		ハラスメント研修	123
自主研修			
その他	認知症サポーター養成 講座	69	

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(ア) 健康診断の実施の状況（令和5年度）

健康診断の種類	受診者数（人）
総合健診・生活習慣病健診	184
婦人がん検診	51
腰痛検診・腰痛洗剤検診	21

(イ) 福利厚生事業の概要（令和5年度）

団体の名称	大木町職員互助会
会員数	102人
会員掛金総額	1,385千円
公費負担総額	1,385千円（福岡県市町村福祉協会負担金）

主な事業	①給付事業 慶弔金等の給付事業 (福岡県市町村福祉協会事業) ②厚生事業 文化・体育事業、リフレッシュ事業、環境美化事業等
------	---

## 2 公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

件数：0件

### (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

件数：0件

### (3) 職員からの苦情相談の処理の状況

件数：0件